

鳥取県が、県議会9月定例議会でペット条例の制定を計画。鳥取共生動物市民連絡協議会などが、動物愛護法の実行を提案している。8月23日付けの著名スポーツ新聞に掲載された「ネコの首輪としつけ義務違反に懲役又は罰金」としたネコの飼い主への懲罰規定の制定計画はないことを県の愛護動物行政担当が表明している。特定動物取扱業懲罰と、ネコの飼い主責務を混同した記事に混乱が生じた。「ネコの首輪としつけ」の責務規定では、ねこへのしつけの具体的な事態や、首輪装着とねこの習性生理本能及び健康との整合性が困難であることなどが市民とも協議されている。

神奈川県内では、ねこへの殺傷事件が断続的に続いている。市民グループSLPが県警に働きかけ、管轄警察署名とねこへの殺傷違反者情報提供用電話番号入りのチラシ配布を計画。重大犯罪への先制抑止を目的にするクロスレポート(情報交換)は市民レベルから動き始めた。

東京都の飼い主のいない猫対策モデルプランの指定地で、地域との共生をはかる「地域ねこ」は目印にみみピアスをつけている。週刊サンデー毎日9月9日号グラビア頁より。

保健所が個体識別確認した頭数で犬328頭、ねこ約10頭を所有し、継続した適正な終生飼養が極めて困難と思われる高齢の男性がいる。県や保健所が数年に及び繁殖を押さえる措置などの指導を行ったが年々増加した。このためNPO天使の心を守る会(山梨県)は市民グループとも協力し、飼養の継続や飼養希望者の発見に係わる里親探しを行う。「人間の愛情を求め尻尾を振りよってくる子、吠える子、隠れる子など様々です。このような多頭飼育環境下に飼育されている子供達ですが、たとえ1頭づつでも、また時間がかかっても、より多くの子達に家庭犬、家庭猫としてたっぷりの愛情をうけて幸せになってほしいと願っております。何卒里親になってくださいますようお願いいたします。」などと同会代表は話している。里親希望問合せなど詳しい内容は、ホームページに公開中。

[http://www2u.biglobe.ne.jp/~ma-guro/tensi/ten\\_turu.html](http://www2u.biglobe.ne.jp/~ma-guro/tensi/ten_turu.html)

9月6~9日、日本大学生物資源学部湘南キャンパス(藤沢市)において、日本野生動物医学会第7回大会が開催される。9月8日の午前の部では「移入種」問題がテーマに。詳しくは、ホームページで公開中。 <http://www.brs.nihon-u.ac.jp/vet/ZWM.html>

#### 【新聞記事の要約】

岩手県盛岡・水沢両保健所は、引き取った子犬の飼養希望者の発見に係わる「譲渡制度」を開始。講習会を開き、抽選で選ばれた人に子犬を渡す。譲渡登録希望者には健康管理やしつけの講習会受講が義務。譲渡制度は、首都圏などや他県都市部では導入されていたが同県は行っていなかった。(毎日新聞8.18.)

国の特別天然記念物・コウノトリが営巣した島根県五箇村で、8月25日に予定していた花火大会が中止された。隠岐島後(四町村)では唯一の花火大会だったが、会場から約2百メートルの対岸に、コウノトリが営巣する松林があり、市民グループ・隠岐自然倶楽部が花火の中止を求めていた。実行委は、米子市で集団越冬していたコハクチョウが、対岸で打ち上げた花火に驚いて移動した例があったことなどから、大会の中止を決めた。(山陰中央新報8.21.)

和歌山県のワンちゃん会が8月から12月まで田辺市から50万円の補助金を受け、紀伊民報社などの後援で「野良猫不妊手術キャンペーン」を実施。野良猫に手術を望む場合は1000円

の負担金で予定頭数は50。捕獲などはワンちゃん会のスタッフも分担する。同会が、かけがえのない命と可能な限り共存していける方法を考えようと、啓発運動に取り組んでいることなどを、キャンペーンを後援する同社が報道。(紀伊民報社8.18.)

室蘭市は7月、市内で捕獲した子犬8頭を、市の「畜犬管理及び野犬掃とう条例」で定められた告示をせず、その日のうちに薬殺処分した。市民グループ道動物保護協会は同市に抗議文を送った。(北海道新聞より) 【ひとこと】「畜犬管理及び野犬掃とう条例」などという法令などのほとんどは動物愛護法に準拠していない場合が多い。動物愛護法に従った場合に、「捕獲されなければならない放浪犬が発生する事態」などは、愛護動物管轄行政の飼い主や動物取扱業などに対する普及啓発や監視指導などの施策不作為に基づく結果とされ、放置放浪犬の発生は愛護動物施策の適切な実行で食い止められる。また市は引き取った犬及びねこの飼養の継続或いは飼養希望者の発見に努めなければならないともされており、安易な致死処分の実行とも併せて法を超えた措置とする意見もある。

板橋区は8月の防災訓練に、犬及びねこなどの愛護動物も避難訓練に取り入れ、区獣医師会が保護にあたる。(東京新聞・中日新聞など) 北海道獣医師会是有珠山動物救護センターの活動報告書と、「緊急災害時における小動物救護マニュアル」を発行。CD-ROM配布の問い合わせは道獣医師会電話011・642・4826へ。(北海道新聞より) 【ひとこと】東京都には災害基本法に従った災害時動物保護体制ガイドラインがあることが報告されている。しかし本来の災害対策本部に愛護動物の救護は未だ組み込まれていない。三宅島災害などの緊急時には獣医師会や動物愛護団体など民間有志の要請に基づき、都の愛護動物管轄行政に限り民間と協力連携する形で事態にあたっている。板橋区や北海道でも災害基本法に従った、本来の災害対策本部に属するアニマルレスキューはされていない。このため緊急災害時には救護がなされない愛護動物も多数になる。愛護動物の飼い主などからは、各都道府県に対し、緊急災害時アニマルレスキュー対策を災害基本法に準じた措置に取り入れるなどの法の整備が求められており、板橋区の対策は注目される。

福岡市は、引き取った捨て犬及びねこを大学の動物実験用に払い下げを12月末で廃止する。動物保護団体から「通常の殺処分より動物に苦痛を与える」との申し入れがあったこと、動物愛護の機運が高まっていることを踏まえ、廃止を決めた。(8.5.西日本新聞) 【ひとこと】昭和50年にさかのぼり、愛護動物管轄官庁(現環境省・旧総理府)より各都道府県知事各政令市長に対し「引き取った犬及びねこについては飼養の継続、飼養希望者の発見に努めよ」などとする、法令の規定に基づく措置要項が通知されているが、この中で「できるだけ生存の機会を与えるようにすること」ともされた通知内容が実行される機会は少ない。実験に供された動物に、生存の機会が与えられたといえる者はいない。

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。動物時事問題などに関する身近なニュースなどをお寄せください。このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡/返信先Fax.03-3350-6440 ねこだすけ気付 AWN連絡会デスクワーク推進係  
 マスコミやジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミやジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠にお手数ですが、下記をご記入のお届けください。

ファックス  
 不要チェック✓BOX

貴団体名

ファックス番号

ファックス番号  
 変更チェック✓BOX